

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]				
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表7 (略) 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表7 (略) 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの				
地域	事業者名	(略)			地域	事業者名	(略)		
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード	
南・北 アメリカ 地方	(略)								
アジア 地方	(略)								
オセア ニア 地方	(略)								

ヨーロッパ地方	(略)				
	ジョージア	Silknet JSC	(略)		
		(略)			
	(略)				
アフリカ地方	(略)				
	ウガンダ共和国	(略)			
		Africell Uganda Limited	△6	二	△A △● △★
	(略)				
コンゴ民主共和国	(略)				

ヨーロッパ地方	(略)				
	ジョージア	Geocell Ltd.	(略)		
		(略)			
	(略)				
アフリカ地方	(略)				
	ウガンダ共和国	(略)			
	(略)				
コンゴ民主共和国	(略)				

	Africell RDC SA.	△9	二	△A △● △★	△
(略)					
スーダン共和国	(略)				
	MTN Sudan Co. LTD	△6	二	△A	△
(略)					
ルワンダ共和国	(略)				
	Airtel Rwanda Limited	(略)			
(略)					
(略)					

(略)					
スーダン共和国	(略)				
(略)					
ルワンダ共和国	(略)				
	TIGO RWANDA LTD.	(略)			
(略)					
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成31年2月28日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成30年12月26日経企第2398号)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成30年12月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]						
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域	事業者名	(略)			地域	事業者名	(略)				
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ地方	(略)										
アジア地方	(略)										
オセアニア地方	(略)										
南・北 アメリカ地方	(略)										
アジア地方	(略)										
オセアニア地方	(略)										

ヨーロッパ地方	(略)				
	ジョージア	Silknet JSC	(略)		
		(略)			
	(略)				
アフリカ地方	(略)				
	ウガンダ共和国	(略)			
		Africell Uganda Limited	△6	二	△A △● △★
	(略)				
コンゴ民主共和国	(略)				

ヨーロッパ地方	(略)				
	ジョージア	Geocell Ltd.	(略)		
		(略)			
	(略)				
アフリカ地方	(略)				
	ウガンダ共和国	(略)			
	(略)				
コンゴ民主共和国	(略)				

	<u>Africell RDC SA.</u>	<u>△9</u>	二	△A △● △★	△
(略)					
スーダン共和国	(略)				
	<u>MTN Sudan Co. LTD</u>	<u>△6</u>	二	<u>△A</u>	△
(略)					
ルワンダ共和国	(略)				
	<u>Airtel Rwanda Limited</u>	(略)			
(略)					
(略)					

(略)					
スーダン共和国	(略)				
(略)					
ルワンダ共和国	(略)				
	TIGO RWANDA LTD.	(略)			
(略)					
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 12 月 26 日経企第 2398 号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(定期契約等に係る解約金の適用に関する特例)

3 この改正規定実施の日から平成 31 年 6 月 30 日までの間において、端末動作情報等蓄積機能の提供を受けている F O M A 又は F O M A コピキタスに係る定期契約等の解除があったときは、料金表第 1 表第 4 (定期契約に係る解約金) の 2 (料金額) の規定にかかわらず、その定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第7条～第11条の2 (略)</p> <p>(同報グループの指定等)</p> <p>第11条の3 第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ同報グループ(第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の規定により第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、同報グループに係る通信を行うために必要となる登録を行います。</p> <p>(1) <u>登録する同報グループの数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。</u></p> <p>(2) <u>その同報グループに係る全ての契約者の同意がないとき。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める数は、「ボイスミーティングご利用規約」及び「ボイスミーティング Lite ご利用規約」に定めるところによります。</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第12条 第9種接続装置又は第12種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>第9種接続装置及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前2項の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>5 <u>第10種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の数を当社が指定する方法により申し出ていただきます。この場合において、第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、同報グループごとにアクセス回線等の数を指定して申し出ていただきます。</u></p> <p>6 当社は、前項の規定により第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。</p> <p>(1) <u>登録するアクセス回線等の数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。</u></p> <p>(2) <u>1の同報グループにおいて、登録するアクセス回線等の数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第7条～第11条の2 (略)</p> <p>(同報グループの指定等)</p> <p>第11条の3 第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ同報グループ(第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約において、その同報グループに係る全ての契約者の同意がない場合を除き、同報グループに係る通信を行うために必要となる登録を行います。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第12条 第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 当社は、第1項の規定により第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。</p> <p>(1) <u>1の同報グループにおいて、登録するアクセス回線等の数が当社が定める数を超えることとなるとき。</u></p> <p>(2) <u>申出のあったアクセス回線等について、他の第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約のアクセス回線等として、登録がされているとき。</u></p> <p>(3) (略)</p>

7 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

8～9 (略)

10 当社は、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者又はそのビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線等の契約者からの申出によるほか、第 6 項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったときは、アクセス回線等に係る登録を削除します。

11 当社は、第 9 項及び前項の規定によりアクセス回線等に係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。

(注) 本条第 6 項に規定する当社が別に定める数は、「ボイスミーティングご利用規約」及び「ボイスミーティング Lite ご利用規約」に定めるところによります。

第 12 条の 2～第 23 条 (略)

第 4 章～第 13 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

1 適用

接 続 装 置 使 用 料 の 適 用

接続装置の種類等

ア～カ (略)

キ タに規定するタイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、ツに規定する第 1 種接続契約が指定されていると当社が認める期間、カの規定にかかわらず、指定された第 1 種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

ク～サ (略)

シ 第 10 種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。

区 分	基本使用料の料金種別
ビジネスmopera	プランA (ボイスミーティング)
	プランB (ボイスミーティングLite)

ス 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、シの規定により選択した接続装置使用料の料金種別、I P 電話番号及びアクセス回線等の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。

5 第 9 種接続装置、第 10 種接続装置及び第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前 3 項の規定に準じて取り扱います。

6～7 (略)

8 当社は、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者又はそのビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線等の契約者からの申出によるほか、第 4 項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったときは、アクセス回線等に係る登録を削除します。

9 当社は、第 7 項及び前項の規定によりアクセス回線等に係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。

第 12 条の 2～第 23 条 (略)

第 4 章～第 13 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

1 適用

接 続 装 置 使 用 料 の 適 用

接続装置の種類等

ア～カ (略)

キ スに規定するタイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、セに規定する第 1 種接続契約が指定されていると当社が認める期間、カの規定にかかわらず、指定された第 1 種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

ク～サ (略)

シ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置、I P 電話番号及びアクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。

セ 第10種接続装置の接続装置使用料（IP電話番号に係る加算額を除きます。）は、通則第3項及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ソ 第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、接続装置使用料の料金種別の変更を行うことができます。

タ （略）

チ タの規定によるほか、第11種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2（料金額）の2-11に規定する料金を適用します。

表（略）

ツ 契約者はチに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

テ～ニ （略）

ヌ ニに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表（略）

ネ～ハ （略）

ス （略）

セ スの規定によるほか、第11種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2（料金額）の2-11に規定する料金を適用します。

表（略）

ソ 契約者はセに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

タ～テ （略）

ト テに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表（略）

ナ～ヌ （略）

2 料金額
2-1～2-7 （略）

2-8 第10種接続装置に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 （月額）	
				次の税抜額（かっこ内は税込額）	
接続装置	音声通信用のもの	プランA	基本額	(略)	
			加算額	(略)	(略)
		プランB	基本額	二	
			加算額	1 I P電話番号ごとに	100円 (108円)
			1 アクセス回線等ごとに	300円 (324円)	

2-9～2-14 （略）

第2～第5 （略）

第2表～第3表 （略）

2 料金額
2-1～2-7 （略）

2-8 第10種接続装置に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 （月額）	
			次の税抜額（かっこ内は税込額）	
接続装置	音声通信用のもの		(略)	
	加算額	(略)	(略)	

2-9～2-14 （略）

第2～第5 （略）

第2表～第3表 （略）

別表 1～別表 4 (略)

附 則 (平成 30 年 12 月 26 日経企第 2398 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 31 年 1 月 7 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 1～別表 4 (略)